松田穂並

松田穂並は更級郡八幡村武水分神社の社司なり。天保六年三月六日を以て生る。其祖某源頼朝に富士野の猟に従いて功あり。数世の後松田民部之助、八幡山安養院の僧憲英法印と共に甲越の戦に参加し、天正中上杉景勝より本郡稲荷山に在城し、八幡社の社務を総覧し後八幡村に移住す。徳川幕府の時更に朱印地百石を領し祭官の職に居る。穂並嘉永七年に至り父の没後を襲い従五位下に叙せらる。既にして王政維新百度更改の運に会し、更に同社の祠官となり尋て社司となる。其職に在るの傍神道事務分局に入り庶務会計に当り或は其副長となり、又皇典講究所委員となり或は本県神職更級郡副取締となり、以て斯道の為に貢献し、勤続実に六十余年常に神威の隆興をす。本県神職合議所更級支所の表彰固より其所なり、又其志教育に存し学制頒布以前に於てく巳に教育の必要を唱導し、明治四年八幡書院を創立し資を投し師を聘し青年智徳の啓発を計る。地方の青年就て学ぶもの頗る多くに青年の風を一変しの俗に化するに至れり。学制の頒布により小学校の創設を見るや事務担当となり執事となり学務委員となり。校舎の建築に当り位置の紛争を解き、県下に率先して婦人会を起す等多年一日の如し教育に対する効績顕著なるを以て、明治四十一本県知事金牌及金円をえて之を表彰せり。其他土木衛生慈善等も公共の事業には資を拠してまず。穂並資性篤実弱者を憐むの情に富み、親旧其力に頼り能を遂げ処を得るもの多し。故に其徳は以て一郷の敬慕を得、其行は以て衆民の推服を得、明治四十四年十一月廿八日病を以て逝く享年七十有七。

(出典:大正三年更級郡誌　　:原文を新字体等に修正してあります)